

令和4年度綾部市予算編成方針

第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進しているものの、感染拡大及びその影響は継続しており、収束の時期を明確に見通すことは難しい状況にあります。

このような中で、国は「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、「グリーン社会の実現」「官民挙げたデジタル化の加速」「日本全体を元気にする活力ある地方創り」「少子化の克服、子どもを産み育てやすい社会の実現」の4つを原動力として位置付け、ポストコロナの持続的な成長基盤を構築していくことが示されました。

非常に厳しい財政状況の中にあっても、都市部住民の田園回帰の流れを追い風に、本市の大きな財産である「豊かな自然」と「人々の心の温かさや地域を愛する熱意」を生かし、一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまちを目指します。

1 綾部市の財政状況

令和2年度決算については、新型コロナウイルス感染症対策のため、歳入・歳出ともに200億円を超え、過去最大規模となりました。歳入全体に占める市税などの自主財源の割合は27.6%で前年度より8.6ポイント減となりましたが、これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金の大幅増などの要因があったためであり、依然として、国や経済の動向に大きく影響を受ける財政構造となっています。

また、財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度と同値で93.5%、将来の財政を圧迫する可能性を示す将来負担比率は、前年度対比15.7ポイント減の113.8%となり、一時的に数値は改善しましたが、今後も経常経費の増加が見込まれることから、財政の硬直化が進まないよう留意が必要となります。

令和2年度は、3年間の緊縮財政期間の最終年度であり、様々な行財政健全化の取組により、財政調整基金（貯金）の取崩しを3年連続で回避しましたが、平成26年度から4年連続で財政調整基金を取り崩したことにより、基金残高は、平成25年度の水準にはまだ戻っていません。今後、新型コロナウイルス感染症対策の長期化や頻発する災害に備えるためには、基金の取崩しを抑制していかなければなりません。

こうしたことから、限られた財源の中で持続可能な行財政運営を維持するため、引き続き、行財政健全化の取組を確実に実行していく必要があります。

(単位：千円)

財政調整 基金残高	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R元年度末	R2年度末
取崩額	35,000	236,000	290,000	0	0	0

※H25年度末残高は23.6億円であったが、その後の7年間で約5.7億円減少

地方債残高 (一般会計)	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R元年度末	R2年度末
	13,252,316	13,311,328	13,873,492	14,479,107	14,435,019	14,351,922

※地方債残高は2年連続で減少したものの、5年間で約11億円増加

2 今後の財政見通し

今後の財政見通しについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税収入の大幅な減収が避けられない中、地方交付税の原資となる国税収入も減少が見込まれることから、地方交付税の確保も不透明であり、また、消費低迷による地方消費税交付金の減少など、一般財源を確保することが非常に厳しい状況にあります。

一方、歳出面では、少子高齢化に伴う扶助費や医療・介護などの社会保障分野への繰出金が引き続き増加するほか、ポストコロナを見据えた「新たな日常」の構築、行財政運営に向けた公民連携やデジタル化を推進する取組などに係る経費が増加するものと見込まれます。

さらに、大規模事業の進捗等に伴う公債費の増加や公共施設の老朽化対策に係る投資的経費の増加、最低賃金の引上げ等に伴う人件費や委託料の増加など様々な財政需要が見込まれます。

しかしながら、このような大変厳しい財政状況にあっても、将来に向けて真に必要な取組には積極的に投資するとともに、将来の財政需要や災害等への備えとして一定の基金残高を確保していくためには、社会・経済や国施策の動向を注視し、行財政改革をはじめ、厳格な優先順位付けによる事業の選択と財源確保の取組を、これまで以上に強力に推進していく必要があります。

3 予算編成の考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民の日常生活や経済活動に甚大な影響を及ぼすことから、引き続き、感染拡大防止や地域経済対策に取り組むとともに、ポストコロナを見据え、人々の活動にある程度の制約がある中でも、再び地域に明るさと活力を取り戻すための取組を推進していかなければなりません。

さらに、関係人口の更なる拡大や移住・定住施策のより一層の推進、若い世代が安心して子育てできる環境整備等により、人口減少を抑制するとともに、大切なふるさと綾部を未来に繋いでいけるよう、「今日の夢を明日の現実」にしていく施策を展開することも重要となります。

こうしたことから、令和4年度の予算編成は、本市が将来にわたって持続可能な都市として成長・発展していけるよう、事務事業の見直しを一層徹底し、効率的、効果的な行財政運営に努めるとともに、国の方針である「グリーン社会の実現」「官民を挙げたデジタル化の加速」「日本全体を元気にする活力ある地方創り」「少子化の克服、子どもを産み育てやすい社会の実現」の4つを、成長を生み出す原動力としつつ、第6次綾部市総合計画に掲げる市の将来都市像の実現に向けて、各分野別施策・事業を着実に推進することとします。

第2 基本方針

1 総括的事項

ポストコロナの新しい社会の実現に向けて、安定的かつ持続可能な行財政基盤を確立するため、「限られた予算で最大の効果」が得られる予算編成とします。

当初予算編成は、総計予算主義に基づき、通年予算として編成を行います。したがっ

て、当初予算編成後に生じた特別の事情によるもの以外は、追加計上を行いません。予算の不足が生じても創意工夫により予算の範囲内での執行とします。

(1) 効果的な予算編成

市民生活や社会経済状況、さらには財政状況についても職員一人ひとりがしっかりと認識した上で知恵を出し合い、効果的な予算編成に取り組むこととします。

(2) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新たな事業の実施は基本的に行いません。どうしても必要と判断する場合は、既存事業の縮小・廃止を徹底し、既存事業の一般財源の範囲内の要求としてください。

本年度、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や延期した各種イベント等については、中止等による影響等を分析し、事業廃止を含めた節減・抑制を行います。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

感染防止対策や新しい生活様式への対応などのポストコロナ社会に向けた対応については、必要性や緊急性を精査の上、予算に反映します。

コロナ対応の事業については別枠としますが、国・府からの財政支援の動向も踏まえながら予算計上することとします。

また、類似の既存事業がある場合は、事業の統廃合を検討します。

(4) 第6次綾部市総合計画の推進

第6次綾部市総合計画では、「一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部」という将来都市像の実現に向けて、綾部市市民憲章の6つの目標(柱)に基づき、分野ごとの施策を展開していくこととします。

「医」…地域医療、介護・福祉・子育て支援の充実など

「職」…雇用促進、農林業・商工業・観光振興など

「住」…安全・安心、住環境・社会インフラ・公共施設整備、都市計画など

＋「教育」「情報発信」

(5) 働き方改革推進計画の取組

働き方改革推進計画の取組を一層推進し、業務の効率化、省力化を図ることにより、時間外勤務など、人件費の縮減を図ります。

(6) デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進

デジタル技術の積極的な活用による「行政事務の効率化」「暮らしの利便性向上」「社会問題の解決、新たな価値の創出」などに取り組み、市民が便利さを実感できるサービスの提供を推進します。

(7) 行財政健全化の確実な実施

公共施設マネジメント、公有財産の処分、ネーミングライツの導入など、行財政健全化の取組を確実に進めます。

団体事業補助金については、対象とする事業内容や財務状況などを十分に考慮した上で、予算計上を検討します。

(8) 次の世代へ課題を先送りしない、次の世代に繋がる予算

国・府支出金をはじめ、各種基金の有効活用、財源の確保に努め、将来負担を勘案し市債の発行は慎重に行い、特別会計等を含めた将来の財政負担を抑制します。

また、人口減少等を踏まえた今後の課題事項については、解決のために必要となる各種事業の推進を図るものとします。

(9) 国・府との連携強化

新型コロナウイルス感染症の状況をはじめとした社会情勢等の変化が予想されることから、国や府からの情報収集や調整、連携に努め、その動向についての的確に把握した上で、適切に予算に反映させます。

(10) 徹底した経費の見直し

(ゼロベースからの見直し)

単に慣習・慣例による予算要求とせず、これまでの取組を検証し、特に同一事業を長期（5年以上）にわたり実施している場合は、事業内容の見直しや終期設定を検討します。

(見直しの好機)

国・府からの財政支援が減少する事業については、事業の見直しの好機にとらえ、経過等にとらわれることなく廃止・縮小、手法変更を行います。

国・府からの財源減少分を市費で肩代わりすることはありません。事業を見直すか、あらゆる機会を通じて要望活動等を行い必要な財源確保に努めます。

特に、新型コロナウイルス感染症により中止や規模を縮小した事業については、この機会に事業の必要性や規模・内容等を見直します。

(単独施策の見直し)

単独施策は、国や府の考えではなく、本市が独自に必要としてきた事業です。真に独自で実施すべきであるかを全ての事業において再検討します。

(11) 徹底した財源確保

積極的に財源確保に努めるとともに、各種歳入についての徴収状況の点検、目標の設定等、滞納整理の取組を通じて、財源確保に努めます。

また、導入が可能な国及び府補助等については、制度改正の動向等も勘案した上で、積極的に取り組むとともに、見込んだ全ての財源については全力で確保することとします。

財源が確保できなかった事業費は執行を停止します。

第3 予算編成の考え方

1 歳入に関する事項

(1) 市税

新型コロナウイルス感染症の影響について十分に留意した上、税制改正、地方財政計画の見通し等を総合的に考慮しつつ、的確な判断により確実な見込額を積算してください。

また、税負担の公平を期すため、課税客体の把握漏れのないよう留意するとともに、各税目にわたり収納率の向上を図り、滞納額の減少に努めてください。

(2) 分担金及び負担金

受益者負担の適正を期すため、事業の内容、受益の度合い、他事業との均衡等を考慮し積算してください。

また、受益者に対し、その本旨を周知徹底し、年度内完全収納に努めてください。

(3) 使用料及び手数料

過去の実績を踏まえつつ、年間収入見込額を積算してください。

(4) 国・府支出金

国及び府の予算編成の動向等を的確に把握し、関係機関との密接な連絡調整を図り、その確保に努めるとともに、各種制度を最大限活用できるよう類似の制度についても調査・研究し、的確・確実な収入額を積算してください。

特に、国の補正予算による緊急経済対策の動向に注視し、必要となる対策については、前倒しして令和3年度中に予算化することとします。

また、強力な要望活動を行うなど財源の確保に努めてください。

(5) 財産収入

桜が丘団地の販売促進に庁内挙げて取り組むほか、その他の財産収入については、適正な対価により積算するとともに、利用計画のない財産については、売却に向けた取組を行い、財源の確保に努めてください。

(6) 繰入金

特定目的基金からの繰入れについては、その基金設置の目的に従い、これまで充当していない事業への繰入れについても検討していただき、十分な事業効果が得られるよう有効活用に努めてください。

(7) 市債

市債残高の計画的な削減や実質公債費比率等の縮減に向け、後年度の財政負担を考慮し効果的な市債の発行に努めます。

(8) 民間資金の獲得と活用

新たな歳入確保と施設の維持・向上を図るため、ネーミングライツの導入を積極的に検討してください。

また、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、イベント等での広告、協賛金の確保に積極的に取り組んでください。

2 歳出に関する事項

(1) 歳出予算積算基準

歳出予算の要求に当たっては、【別紙】歳出予算積算基準表に基づき、必要最少の額を要求してください。

(2) 経常的経費

ア 人件費、扶助費、公債費、その他支出根拠が法令、国・府要綱、既決の契約等に基づいて、義務的に支出しなければならない経費で任意に節減できないものについては、必要最少の額を要求してください。

なお、人件費については、働き方改革推進計画の取組を一層推進し、コスト意識の向上、時間外勤務の縮減等により抑制を図ります。

さらに、会計年度任用職員の経費については、人員の必要性を十分精査し、要求してください。

イ 需用費、役務費については、前年度当初予算額の範囲内で要求してください。

- ウ 上記経費を除く経常的経費については、まん然と過去の枠にとらわれることなく、費用対効果の視点に基づき事務・事業の評価・検証を厳しく行い、その結果を踏まえゼロベースから積み上げ、的確な予算の見積りを行い、経費を要求してください。
- エ 各種業務委託については、その必要性、業者選定や複数年等の契約手法の検討のほか、実績等を踏まえた上で、仕様、金額等の内容全般を改めて見直し、経費を要求してください。
- オ 団体事業補助金については、支援する対象を明らかにするとともに、収支・基金の状況等を分析することにより、財政的支援の必要性等を審査し、実施団体と調整を行った上で要求してください。
- カ 公共施設マネジメントに基づき、施設の統廃合や移管を積極的かつ計画的に推進してください。

(3) 政策的経費

- ア 根幹事業計画に盛り込まれた施策のうち、「A」査定事業の中から更に厳選するとともに、既存の事業費の枠にとらわれることなく、事業内容、規模や構造、資材に至る一つ一つまで精査し事業費の縮減に努め、必要最低限の要求としてください。

※B・C査定の実業は、原則、要求しないでください。

- イ 政策的経費については、十分、部・課等において、施策の概要、スケジュール、積算根拠、後年度への財政負担や費用対効果などあらゆる視点から精査を行った上で、本年度中に実施しなければならない理由を明確にし、要求してください。

特に事業効果が適切に発揮できるよう、事業スケジュールを十分検討してください。

- ウ 政策的経費のうち投資的経費（ハード事業）については、B表「事業費に関する調」を作成の上、提出してください。
- エ 課題があると思われるものや方針決定が必要なものは、個別に理事者協議を済ませておいてください。

(4) 熟度の高い予算

予算編成に当たっては、各部・課内で徹底して議論し、部・課としての方針を定め、事前に所属部長等の協議を済ませておいてください。

また、近年、契約執行後、多額の不用額や増額変更が生じる事務事業が多くあります。安易な見積りによる要求は予算編成全体に大きな影響を及ぼしますので、要求額の算定に当たっては、直近の決算・執行実績に基づく金額の精査、執行額の増減につながる各種要因を十分検討するよう厳重に注意してください。事業者から徴取した見積り金額のみに頼ることなく、見積り条件、実施方法の妥当性等についても十分精査してください。

特にハード事業については、規模や構造、資材に至るまで、徹底した経費削減、精査に努めてください。

3 特別会計

それぞれの会計の設置目的に従い業務運営の合理化及び効率化を徹底し、安易に繰入金に依存することなく経費節減を図り、独立採算の堅持に努めてください。

また、所要経費の積算に当たっては、一般会計に準じて経費を積算し、所要額を要求してください。

4 公営企業会計

公営企業会計については、経済性と公共性の観点から、経営の総点検を行い、企業体質の改善、経営の合理化により更なる経営健全化に積極的に取り組み、企業の性格を十分に発揮し、独立採算性の確立に努めてください。

5 債務負担行為等

債務負担行為は、将来において財政負担を伴うものであるため、その内容などを十分精査の上、必要最少のものについて要求してください。

また、第三セクター、外郭団体については、経営状況を十分把握し、運営改善や効率化に積極的に取り組むよう指導してください。

6 予算説明資料

予算要求書類の提出に加え、政策的経費、経常的経費のうち新規又は拡充事業については、事業費ごとに主要事業説明資料を作成し、予算費目担当者へメールで提出してください。

第4 予算編成事務

1 入力期限 令和3年11月19日（金）（期限厳守）

2 提出書類

(1) 事業別予算概要（財務会計システム上の出力様式）

公営企業会計については、任意様式

(2) その他参考となる資料

ア 事業別予算概要の記入スペースが不足する場合は、別紙を適宜追加してください。

既存資料で活用できるものは、別添として、できるだけ活用してください。

イ 予算が新たに規則、要綱等の制定又は改正を伴うこととなる場合は、その骨子案を添付してください。

ウ 投資的経費については、「事業費に関する調」（財政課－財政担当－各種様式－予算各種様式）を添付してください。

エ 要求額の根拠となる見積書、設計書、写真等を添付してください。

(3) 債務負担行為見積書（財政課－財政担当－各種様式－予算各種様式）

- (4) 主要事業説明資料（財政課－財政担当－各種様式－予算各種様式）
 必ず令和3年度当初予算主要事業説明資料を参考に作成してください。
 エクセルデータが必要な場合は、担当者にお尋ねください。
 （財政課－財政担当－◆予算説明資料－当初予算説明資料）

第5 予算編成日程予定

令和3年	10月20日	予算編成事務説明会
	11月19日	予算見積書等提出期限
	12月上旬まで	担当者ヒアリング・調整
	12月中旬から	財政課長調整
令和4年	1月中旬	企画総務部長調整 内示
	2月上旬	副市長調整
	2月8日、9日、10日	市長査定
	2月上旬	予算決定通知
	中旬	予算説明資料、予算書作成
	下旬	3月議会招集告示
	3月初旬	予算上程

【別紙】歳出予算積算基準表

費目	積算基礎	留意点	備考
1 報酬	現行単価 日額報酬 5,000円 会計年度任用職員報酬 職員課作成資料を参照	委員定数、会議の回数、時間設定等について、随時見直しを行い、効率的運営に努めること。 会計年度任用職員の雇用については、その必要性について職員課と十分協議の上、要求のこと。 交通費相当額は、旅費で要求のこと。	
2 給料 3 職員手当等 4 共済費	雇用保険料 歳出（共済費） 0.9% 市分 0.6% 本人分 0.3% 歳入（雑入） 本人分 0.3%	職員給与と費は、職員課が一括要求する。 事務・事業の改善や効率的・計画的執行により時間外勤務手当の縮減に努めること。 会計年度任用職員に係る共済費については、補助対象となるものを除き、職員課で一括要求のこと。	補助事業等に要する事業費支弁人件費がある場合は、限度額まで取り込むこと。
5 災害補償費 6 恩給及び退職年金	年間所要額		
7 報償費	日額報償 5,000円 半日報償 2,500円	記念品は、原則として認めない。 必要と認められている各種大会等における記念品については、再検討の上、不必要なものは廃止すること。	
8 旅費	条例等に基づく旅費の額、支給方法等による。	費用弁償、普通旅費、通勤費に区分のこと。 旅費全般について必要性や効果等を改めて精査し、節減を図ること。 出張等の目的、日程、行先、人数（同一用務は、2人以内とする。）、利用交通機関等を十分精査すること。 総会、大会等の形式的な出張は、原則認めない。 先進地視察については、視察目的、視察日程等を明確にして、要求のこと。 会計年度任用職員の通勤費相当額は、旅費で要求のこと。	
9 交際費	前年度予算額の範囲内		
10 需用費	まん然と過去の実績等によることなく徹底的に事務の洗い直しを行い、経費の節減を行うこと。 <u>原則、前年度予算額以下</u>		

消耗品費	払出物品単価表を参考のこと。	事務用品は、在庫管理を徹底し、新規の購入は抑えること。 例規データベースの活用等により法令等の追録の見直しを行うこと。 コピー機経費について、保守整備費を含む積算カウンター料金制の場合は消耗品費で要求のこと。 機器リース代のみ使用料及び賃借料で要求。	
燃料費	実績額±特殊要因 1リットル当たり (税抜き) ガソリン(無鉛) 150円 軽油(軽油取引税込み) 133円 灯油 102円 混合油 190円 その他は、各施設の現契約単価	月々の使用状況を把握し、削減すること。 積算根拠を明確に記載すること。 月額実績及び特殊要因の積算内訳表を提出のこと。	
食糧費	一食当たり700円	公費をもって賄われていることを強く認識し、節度ある対応を図ること。	
印刷製本費	単価については、必ず参考見積書を徴するなど精査して要求のこと。	在庫管理を徹底し、必要最小限の部数を印刷のこと。 パソコン、簡易印刷機等の活用により、極力内部印刷とすること。 外注は可能な限り内容を圧縮し、必要以上に華美としないこと。	
光熱水費	実績額±特殊要因	月々の使用状況を把握し、削減すること。特に節水、節電に努めること。 積算根拠を明確に記載すること。 月額実績及び特殊要因の積算内訳表を提出のこと。 電力の小売自由化により、電気会社を選択できることから積極的な活用を検討すること。	
修繕料		施設等の修繕は、計画的に行い、危険度の高いものを優先すること。 施設等の適切な機能維持に必要な最小限の経費を要求のこと。 施設等を十分に点検し的確に算定のこと。 現況を把握できる写真や設計書その他参考となる資料等を添付すること。	
賄材料費		対象人員、数量、実績等を十分に検討し的確に見積もること。	

医薬材料費		対象人員、数量、実績等を十分に検討し的確に見積もること。 在庫管理を徹底すること。	
11 役務費	<u>原則、前年度予算額以下</u>		
通信運搬費	電話料、郵便料は、実績額±特殊要因	文書等の発送方法の工夫や電子メールの活用などにより節約すること。 積算根拠を明確に記載すること。 月額実績及び特殊要因の積算内訳表を提出のこと。	郵便料（郵政のみ。宅配便は除く）については、補助事業の対象経費とするものなど、該当予算科目で計上すべきもの以外は、総務課で一括要求すること。
広告料		広報あやべ・ねっとの活用を図ること。 新聞記事掲載としての手法も大いに活用のこと。	
手数料		参考見積書その他参考となる資料を添付すること。	
保険料		建物、公用車の保険料については、総務課と調整の上、要求のこと。 参考見積書を添付のこと。	公用車の任意保険料のうち、全国市有物件共済会加入分については、総合契約で加入すること。
12 委託料		市民サービス、事業効果及び経済性を十分に考慮し、民間委託を推進すること。 施設の維持管理等委託料については、回数や範囲等従来の仕様条件を再度見直し、経費の節減を図ること。 複数の参考見積書を徴取するなど要求の段階から精査を加え要求のこと。 見積書は、一式などでなく個数、単価等明確な積算根拠によるものを提出のこと。 複数年契約によるものは、契約書の写しを添付のこと。	<u>令和5年10月からインボイス制度（消費税の適格請求書等保存方式）導入に向けて、必要となるシステム改修費等について、予算要求すること。</u>
13 使用料及び賃借料		会場借上げは市の施設の利用を原則とする。 借地料については、今後の財政負担に十分留意するとともに、借地料全体の均衡を保つこと。 過去の経緯等により均衡の保たれていないものは、随時見直しに努めること。 ※コピー機器リース代のみ使用料及び賃借料で要求のこと。	

14	工事請負費		位置図、図面、設計書、写真 その他参考となる資料を添付 のこと。 補助事業については補助率、 補助限度額に留意し、関係機 関と連絡を密にし、過大・過 小な要求にならないこと。 単独事業については、事業の 緊急性及び優先度を十分に考 慮し厳選すること。 維持補修的なものは、施設の 効用を発揮するための必要最 小限の額とする。	
15	原材料費		必要最小限の額とすること。	
16	公有財産購入費		用地購入は、適正な単価によ り要求のこと。 土地の位置図、所有者、面積 その他参考となる資料を添付 すること。	
17	備品購入費		真に止むを得ないもののみ要 求のこと。 参考見積書を徴取するなど適 正な金額で要求のこと。	
18	負担金補助及び交 付金		会費については、加入の必要 性を再検討すること。 補助金については、行政の責 任分野、経費負担のあり方、 必要性、行政効果を十分検証 し、時代の要請に合わないも の、所期の目的を達成したも の廃止・縮減を行うこと。	新たな補助金制度の 創設などはその支出 根拠となる要綱案を 同時に提出のこと。
19	扶助費	実績額±増減要因	対象人員、数量、実績及び国 の動向等を的確に把握し算定 のこと。 単独施策については、行政効 果、受益者負担の適正化など 十分検証し、随時見直しを行 うこと。 実績及び増減要因の積算内訳 表を提出のこと。	
20	貸付金		制度融資等に係るものは、実 績等を的確に把握し算定のこ と。	
21	補償補填及び賠償 金		物件補償等については、積算 内訳表を添付のこと。	
22	償還金利子及び割 引料		市債の償還金は、償還表に基 づき要求することとし、今後 の借入予定の地方債利子につ いては、貸付金利を1.0パー セントで積算のこと。 繰替運用利子は、0.1パーセ ントで積算のこと。	
23	投資及び出資金		必要最小限の額とすること。	
24	積立金		基金などの預け入れ利率の動 向に十分留意し、会計課と調 整の上、要求のこと。	

25 寄附金			
26 公課費		公用車の車検時期など計上漏れのないようにすること。	
27 繰出金		特別会計においても、所要経費の積算に当たっては、一般会計に準じて経費を算定し、安易に繰入金に依存することなく経費の節減を図ること。特別会計に対する繰出金は、その内訳を詳細に明記すること。	